

## 報告の成果と課題（臼井陽一郎）

EUの環境政策がEU域外に及ぼす影響について考察した。EUが国際政治のアクターとして一定のプレゼンスを示していることについては異論のないところであるが、その特徴に関して、これまで大きく二つの視点が提起されてきた。コンストラクティヴィズム系統の Normative Europe 論の路線（規範政治論）が一つ、もう一つがリアリズム系統の批判的政治経済論の路線（権力政治論）である。こうした対抗関係を視座に環境政策の対外的側面を検討したのが、本報告である。まずはEUの国際政治アクター論および国際アイデンティティ論について最近の研究を紹介した後、とくに環境政策を事例としたEUの対外的影響力に関する2000年以降の先行研究をレビュー、規範政治論と権力政治論の対抗関係が機軸となってきたことを紹介した。次に、本報告の方針として、EUの環境スタンダードの対外的発信を捉える視点を説明した。環境規制と（技術仕様などの）標準化の二つの種類のスタンダードそれぞれで対外的発信のあり方を観ていくべきとするのが本報告の方針である。これを以下の3つの調査課題に整理した。（1）国際協定の交渉過程にEUスタンダードの環境規制を盛り込んでいこうとする場合、（2）域内のシングル・マーケットでハイレベルの環境規制を実現して域外企業にそれを強制していこうとする場合、（3）域内の欧州標準化活動で環境配慮を徹底してこれを国際標準化においても実現しようとする場合。（1）ではとくに貿易投資政策や気候変動政策について、（2）ではとくにREACH規則、WEEE指令、ROHS指令について、（3）ではEUの国際標準化政策と欧州標準への環境配慮実現戦略について、検討した。以上3つの考察のそれぞれで、規範的価値実現志向と戦略的経済利益志向の双方をEUの環境スタンダードの対外的発信のあり方に読み込むという試みを行った。最後に結論として、EU環境スタンダードの対外的発信の有り様に Normative Europe 論と批判的政治経済論の双方のせめぎ合いを読み込んでいく研究方針の有益性を確認した上で、対外行動を形成しその一貫性を担保する域内意志決定のあり方について、公式の制度化・加盟国間政治力学・偶発的結果的行動形成の三つの場合を想定し、とりわけ三つ目の最後のパターンに関して、ディスコース分析の有効性を示唆して、報告を終えた。

以上の報告に対して、いくつかの有益なコメントをもらうことができた。とくに以下の3点に留意しておきたい。（1）リスボン条約の発効がEUの対外行動戦略の明示的な形成という点でどれほどの意義を有していると考えられるか（環境スタンダードの対外発信力を強める形で作用していくと言えそうか？）。（2）環境規制や標準化の競争におけるEU優位の状況に対して、日本はどのような対応を取るべきか。（3）日本はアジア太平洋で組んで環境規制・標準化の競争を世界的に繰り広げるのではなく、むしろEUと相互承認協定を締結してEUと組む形でマーケットのハイクオリティな拡大をはかっていくべきではないか。いずれも今後の研究のエンハンスメントにとって有益なコメントであった。すべてに十全な解答はなしえなかったが、次に繋がる有意義な議論を行うことができた。